

# 2009年9月30日 環境省交渉記録

文責：辺野古への基地音説を許さない実行委員会 省交渉チーム

日時：2009年9月30日午後2時～2時45分

場所：中央合同庁舎5号館共用会議室

出席者

○環境省：7名

総合環境政策局環境影響評価課 沼田補佐、

総合環境政策局 環境影響審査室 馬場補佐、高木審査官、植竹主査

自然環境局自然環境計画課 高木補佐

自然環境局野生生物課 小川補佐、坂口係長

○辺野古実：11名

<会> 私たちは9月12日にジュゴンのデモを実施した。そのあと要請書を提出したいとお願いしたのですが、環境省さんでは責任持って受取っていただける方がいないということだったので、やむなく今回このように申入れをさせていただくことになりました。その時の決議文を提出するとともに、政権が変わったのでその中で環境省さんがどのようにこれからやっていかれるのかをお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

——決議文提出——

決議文の、前文と、「2 「普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価」を中止するかまたはやり直すことを要請する10の理由」と、後文、とをかいつまんで読み上げる。

以上です。それ以外にも専門家の名前の公表とか、埋立土砂の問題とか、いくつか問題意識を持っていて、それらについて今年の5月27日に交渉させてもらいましたが、とても私どもが満足できるお答えではなかったのですが、そのことを含めて5月27日の交渉をステップにしながら、これからご意見をお伺いしたいと思います。まずはこの要望書についてお答えいただきたいと思います。

<環境省・高木>まず自己紹介からさせていただきたい。私は、前任者の藤井の後任で高木と申します。これからいろいろお付き合いすることがあろうかと思いますがよろしくをお願いします。

実行委 よろしくをお願いします。

<環境省・高木>同じく藤井の後任で植竹です。

<環境省・植竹>植竹と申します。よろしくをお願いします。

<環境省・高木>それと出席者の名前だけ紹介します。

名前紹介（略）

<環境省・高木>それでは今いただきました要望書に基づいて簡単にコメントさせていただきます。2番について何ですけれども、これにつきましては従来から問題とされていることや懸念とされていることが述べてありますけれども、何分この内容を見ますと現在裁判で争われている内容が多数ですので、子細に渡りましてコメントすることは、今係争中ということもありまして、差し控えさせていただきたい

と思っております。

<会> 何の裁判ですか？

<環境省・高木>訴訟が今提起されていますよね。

<会> どの裁判のことをおっしゃっているのですか？

<環境省・高木>アセスメント無効ですとか

<会> 専門家の名前を出せというのですか？

<環境省・高木>ええ、ええ、そうです。

<会> 両方ですか？

<環境省・高木>はい。

<会> それはどうしてですか？

<環境省・高木>一方で判断が正しいのかどうかも含めて争われている最中ですから、国側が被告になっていますので、国側としてコメントするのは適切ではない。

<会> それは、新しい環境大臣の意志でもあるのですか？

<環境省・高木>通常係争中の案件につきましては、司法の判断が下されるまでは、コメントを差し控えたいのです。

<会> それでは裁判を起こしたら何も答えてもらえなくなるのですか。

<環境省・高木>直接内容に触れることについてはお答えしづらいことがあります。

<会> ただ、裁判を訴えた人たちと私たちとは別ですから。

<会> すみません、この裁判の件には異論がありますが、まずはお答えください。

<環境省・高木>この内容を見ますと、今言いました様に、ちょっと私が認識不足で申し上げにくいこともあったのですが、直接的にそちらの皆さんが訴訟を起こしていないとしましても、現在国が被告として、大変重要な案件として、司法の場で争われている訳ですから、私どもとしては一つ一つについて細かくコメントは差し控えたい、ということです。また、内容につきまして、従来お答えしてきた部分については同じようなスタンスで今後も考えていますので、そこはご理解いただきたいと思っています。

<会> 10の質問のどれに答えられなくてどれに答えられるのですか？

<環境省・高木> (1) (2) は裁判で争っている。(4) はからんでいます。(6) も (7) も裁判に絡んでいます。

<環境省・野生生物課> (7) の「恣意的に少なく見積もっている」というのはどういう意味ですか？

<会> 環境省の調査（平成15年）で5頭居たのに、今は防衛省の結果は3頭となっていますね。

<環境省・野生生物課>防衛省の準備書のことですか？

<会> ええ、準備書で。

<環境省・野生生物課>防衛省の準備書の記述については、見積もれる??を除いて、最少で個体が何頭と考えられるか、という言い方をされていたのです。

<会> 最少で、何個体ということ？

<環境省・野生生物課>生息数ですね。生息数、という結論を防衛省では出しています。最少で3個体はいるよということです。で、その点を準備書に書いたということです。

<会> とすれば最少個体数という考え方自身について環境省はどう思うのですか？ 科学的な言葉ですか？

<環境省・野生生物課>環境省の報告書にもその年度の最少確認個体数としているので、ひとつは正しく数字として言えるのは3頭ですよ。準備書には……。(消え入るような声)

<会> 環境省の考え方はどうなんですか?と聞いているのです。そういう最少個体数とか最終確認個体数とか言われることがありますけれど、そういう風な概念が環境影響評価、環境アセスという観点で見たときに、そういうことは大事だと思われる(?)のですか?

<環境省・野生生物課>最少確認個体数は事実を示していると思います。

<会> 質問2で分かったのですが、そういう表現でアセス準備書とかに書いてあること自身に環境省としてはどう思いますか?

<会> だから一年しか調べないからそんなことになるじゃないですか? もっと長期間かけて実態により近い形で把握しようという努力をすれば、実体に近い結果が出てくるのじゃないですか?

<会> だから準備書もね、いわゆる辺野古で食み跡が見つからなかったと準備書で書いていたけれど、それは嘘だということが今回県の審査会で指摘されましたよね。また、ジュゴンについても過去に辺野古にいなかった99年以降は発見しなかった、見られなかった、というのも嘘だった訳でしょう。そういう風に可能性を最大限含むことによって影響を少なくとも防いでいくという考え方の立場に立つのか、それとも辺野古に見つからなかったないしは最低3頭しか見つからなかった、確認できていないということを中心に、辺野古の海草はどうなってもいいという立場に立つのかということ、これが考え方の基本なのです。最少確認個体数とか最少個体数とかいう概念が。そういうことが、沖縄防衛局が県の環境影響審査会において問題だと指摘されたばかりでしょう、つい28日に。だから、あなたが今おっしゃった最少確認個体数なり最少個体数の持っている意味合いというものを環境省はどのように考えているのですか?と訊いているのですよ。

<環境省・野生生物課> (長い沈黙) 私の個人的な答えで話します。

<会> はい。個人的答えで結構です。

<環境省・野生生物課>準備書の記述……(消え入るような声で、全く聞こえず)

<会> 環境省としてジュゴンを守る立場から、どういう準備書の表現が適切だったのかということは、やはり環境省としてちゃんと答えてほしいと思うのですよね。それで私は要約書を読んでも、最少個体数というよりも、3頭しかいないとい風にしかとれないような準備書の表現。それでみんなびっくりしている訳ですよ。本当にジュゴンを守ろうという立場からすれば、もしかしたら識別できないところにも居るかも知れない。その保護はどうなのですか?

<会> 居るかも知れないでなくて、少なくとも5年前には居たのですよね。それも環境省の調査で出たのです。それをご存じなのにどうしてそうやって黙ってられるのか。我々には不思議です。

<会> 環境省としては一番大きな言うべき問題じゃないですか?

<環境省・高木>準備書の中身につきまして、前回5月にもお話したことですけれども、それぞれ表現がどうだ、とか、について、今現在、コメントできません。それについて、新政権になったということがありますが、現時点においてはそのスタンスは続けています。

<会> 今日は環境省がやっていること、やるべきこと、やろうとしていることを聞きに来たのです。

<環境省・野生生物課>ですから、準備書なりアセスについてでなくて、日本にいるジュゴンについてどういう施策をとるかはご説明できますけれども、この準備書の中の記述について記述がどうだとか、準備書の適否などについて…

<会> 野生生物課はそうかも分からないけれど、環境影響評価審査室にアセスについての考え方を聞いているのであってね、要するに概念の問題ですよ。あのような沖縄防衛局の準備書に限らなくても良いですよ。予測とか評価を出すときに、具体的な調査の対象を小さく見積もるか大きく見積もるかの基本的考え方の問題なのです。それを最少確認個体数という言葉の中に、いみじくも沖縄防衛局の考え方が表現されているのではないかと。わたしは公開質問状で出したけれど、基本的に環境省自身が調査した結果について、改竄されているという事実を含めて、沖縄防衛局自身がどこまで本当に環境影響評価法に立った最大限の影響をどこまで見積もるのかということ、考える必要があるのです。これは環境影響評価制度の問題ですよ。その考え方について聞いている時に、別に野生生物課の問題ではないじゃないですか。あなた越権だよ。

<環境省・野生生物課>それはお答えできますが、アセスについてはということです。

<会> そしたらあなたに対応しなければ、環境影響審査室が答えればいいのですよ。

<会> どうでしょうか、環境影響審査室は？

<会> 沖縄防衛施設局が環境大臣に、何頭いるかと聞かれて、3頭だと答えているのですよ。それに対してあなた方は環境省としては5頭いたと言う立場でしょう。それが、3頭となっていることに対して、何を根拠にあなた方は3頭というのか、残りの2頭はどこかで死んだという確認でもしたのか、とこれを聞いてみたらどうですか？ 聞く気はありますか？ あなた方が調べたデータに対して少なくなっているのでしょうか？と聞いてみたらどうですか？ 聞く気はありませんか？

<環境省> (沈黙)

<環境省・高木>今回のジュゴンの調査につきましては、防衛省の方で一年間という期間でありましたけれども、調査を行って実際に個体識別できたのが3頭ということで、この準備書に記載されている。

<会> 環境省も数が5頭から3頭に減ったと認識する訳？

<環境省・高木>環境省の調査は環境省の調査でありますし、今回の発見されたのは最少個体数として3頭と上がっている。

<会> 同じ国家機関で違った見解で先に進む訳？ すばらしいね？

<会> 審査室がそこまで言うなら、野生生物課に聞くけど、2頭の減少をどう説明する訳？ 保護政策うんぬんかんぬんと大見えきるなら？ 2頭の変化をどう評価するのですか？ それはあなたが答えないといけないでしょう。

<会> どうですか、小川さん、その辺は？

<環境省・野生生物課>えーと、まあ、調査結果は事実として確認されたのが3頭に限られましたということで、環境省の平成16年の調査で確認されたのが5頭でした。その間、2頭が、じゃどうなったのかということについては、何と言えればいいのか、それについては、明らかにこうですと説明するものは分かりません。

<会> とするならば、審査室がその2頭について更に分析するべきでしょうか。ないしは調査を要求するべきでしょうか？

<会> いや、もともと県知事も複数年の調査を要望している訳ですから、この1年で3頭でいいのかい、ということを使うべきでしょう、審査室が。そこをどうして言われないのか？

<環境省・審査室>そこは事業者である防衛省の方で責任を持って？？？？とい認識でおりますので、その結果を踏まえて我々はその？については言わせてもらいますけれども、中身については現時点では

申し上げることはありません。

<会> 今まで何もおっしゃっていませんよね、防衛局と環境省との違いについて。環境省が税金で調査なされた訳だけれども、それに対する責任を持たれないということですか？

<環境省・審査室>責任うんぬんでは無くて、あくまで今回は

<会> 事業者がやることだと言うのは何度もお聞きしましたけれども

<環境省・審査室>また環境省も調査をしていますけれども、その時と言ってみれば時点が違いますので、そこでやはりさっき言ったように原因が分かりませんが、環境省では5頭、防衛省では3頭となっていますが、時点の違いもありますし、その原因は明らかではないというのが…。

<会> 時点の違いというのは？

<会> 時間の違い、4年のずれの問題と言われているのですけれど

<会> でもそれは4月1日に準備書が出た段階で環境省が問い合わせるべき問題じゃないですか？私たちは5頭と出したのだけれど3頭で、その辺はどうなの？という風に。それこそ環境がやることじゃないですか。

<会> ジュゴン裁判があるから、世界中が見ているのですよ、このアセスを。

<会> 準備書がいいものになるためへの責任は何も環境省にないのですか？

<環境省・審査室>責任があるなしではなくて、あくまでも調査した結果として出てきた数字ですから、それについては

<会> それではあまりに冷たいじゃないですか。

<会> ただ、前回5月27日あるいはそれ以前もそうですけれども、事業者がやることで、環境省は直接このアセスに対して口出ししないのだとおっしゃっていましたが、藤井さんのお話を確認してみますと、かなり話しているのですよね、沖縄防衛局と以前は那覇防衛局と話していたのですよね。

<会> 話しているよ。

<会> だから話している時に、なぜ5頭が3頭になったのだと言っていいはずなのですよ、環境省は。違いますか？

<会> 聞いていますよ。当たり前でしょう、事業者が所管に相談するのに決まっているでしょう。

<会> 今も沖縄防衛局と頻繁にやりとりしているのですか？

<環境省・審査室>まその、今後の全体の進め方ですとか、については、相談を受けています。ただ、個別詳細についてうんぬんという話はしていません。

すみません、時間が過ぎていきますので、私の方で答えられる分について順番に答えさせていただきます。前後して申し訳ないのですけれども、(3)の海上自衛隊掃海母艦「ぶんご」の関係なんですけれども、防衛省によりますと、調査期間に円滑かつ十分な現況調査を実施するために、潜水能力を活用したものという風に聞いております。

<会> 実際にそのようにして、現況調査と称してやっていたということを確認しておきたいと思えます。次をお願いします。

<環境省・審査室> (5)の5317通の意見書の関係なんですけど、これにつきましては具体的に代替施設の運用、それから埋立土砂、騒音、サンゴ類、海草藻類、ジュゴン等に関する予測とか評価結果に対するご意見が多数あったという風に認識しております。これらの内容につきましては、今後沖縄県知事意見に反映させてくるものと、事業者である防衛省の方に行くものと認識しております。

<会> それ以上は、先程と同じことなのですが、5000 通も意見が出ているというのは、多分異常だと思うのですね。それについて環境省さんとして何らかの対応を考えられないのですか。

<環境省・審査室>やはりこれだけ大きな事業でもありますし、国家事業ですので、それなりにまあ自然環境を守るという立場で多くの方々の意見が寄せられているということは、この内容から充分想像できます。

<会> そこから、大臣意見の時にはそれを反映して出す、ということですか？

<環境省・審査室>我々は知事意見として上がってきて、事業者である防衛省が？アセスに対して、必要であれば、必要な時に、タイミングを見て、お話しすることになるかと思えますけれども。ただ、具体的なスケジュール等は一切決まっています。

<会> 先程のジュゴンの時の対応と同じだと思うのですが、環境への影響が大したことないという準備書に対して、沖縄県の審査会では、環境への影響は大変大きなものがあるというような議論が出てきたのはご存知ですよ。

<環境省・審査室>はい。

<会> そういう違いについて、やはり違う見解をどうするのだということ、環境省から防衛省に環境を守る立場から、言うべきじゃないですか？

<環境省・審査室>ただ、現在アセスメントの手続きに基づいて、県知事なり、県の審査会なり、あるいは防衛省の方で手続きを進めているところですから、そういった最中に我々がいろいろ注文付けたかそういったことは適切でないと思っています。

<会> それが分からないのです。注文付けてくださいよ、やってくださいよ。そういう意見をどんどん。

<会> 言うべき時には言うって言ったじゃないですか。言うべき時ですよ、今が。

<環境省・審査室>しかるべきときにはと考えています。

<会> 今がそうですよ、準備書が出た段階で、住民意見が出た段階で、それから審査会が今おわろうとしている段階で、いろいろ違いが出てきている訳じゃないですか？ これは環境省として大事だということを言うべき時じゃないですか？ その都度やはり言うべきじゃ無かったですか？

<環境省・審査室>確かにおっしゃっていることは分かりますけれども、やはり法の手続きとしてプロセスがありますので、それを大事にそれを踏まえて、しかるべき時に発言するという風に考えております。

<会> 大臣意見はあるのですか？

<環境省・審査室>法律の手続き上は無いです。それとは別にしかるべき時に。

<会> しかるべき時に。大臣意見はないのですか？ ??の説明があった時は、事業者が大臣意見がある

<会> 前回大臣意見を出す、と藤井さんがおっしゃっていたですよ。

<環境省・審査室>それは法律上の手続きとは別に。

<会> 法律上は義務ではないけれど、あることはあるということですね。

<会> ちょっと最初にお聞きすべきことだったのですが、新しい政権になって何らかのこのアセスメントについての指示が出たのでしょうか？

<環境省・審査室>新政権の中で、今後の進め方についてもいろいろ検討している段階と新聞報道等さ

れているのでそういった情報を収集しておりますけれども、そういう段階です。

<会> 特に上からまだ指示が出ていない？

<環境省・審査室>具体的には出ていません。

<会> それで今は今までの延長でお答えいただいているということですか？

<環境省・審査室>これまでの従前の対応で答えています。

<会> あのう、しかるべき時に発言するということですけど、今発言すると違法だということですか？ 今発言できない理由は何ですか？

<環境省・審査室>先程の繰り返しになりますけれども、アセスメントの手続きの中で大臣が言う

<会> それはそれで大臣の務めでしょうけれども、環境省としてやるのが違法だという規定はないでしょう？

<会> 例えばさっきの話のように、5頭が3頭になった時に、それはおかしいのじゃないか？ということが違法ではなのですか？

<環境省・審査室>違法とか違法でないとか、そういう問題ではない

<会> そういう指導をされてもおかしくないと思うのですが？

<環境省・審査室>

<会> 環境省が出ていく場合は、協議会に大臣が出ているからという説明をずっと受けているのですよ。でも、そこで発言している様子もないし、いつもコンタクト取りあっているところで、個別の問題をどんどん言っているのじゃないですか？

<会> 防衛省に対してどういう風にかではなくてね、我々が聞きに来たことについてね、裁判とは別個にね、環境省としてどう考えるかということね、意見表明は当然やるべきじゃないですか？ 私たちの知る権利でしょう？ 私たちは環境省はアセスについてどういう風に考えるのか、例えばこの（4）番でね、方法書に書いていなかったヘリパッドとか污水处理施設などが準備書段階で新たに記載された。こんなことはアセスの手続きとして、いいんですか。大きな事業の変化じゃないのですか。計画の。

<環境省・審査室>おっしゃっていることは十分に分かりますけれども何分現在国が…。

<会> だからといって具体的に聞いている訳ではない。環境省がそのことをどう考えるかということは何も裁判係争中だからと言ってね、環境省として聞かれれば当然答えるべきことじゃないですか。

<環境省・審査室>答えるとすればですね、従来通りの扱いで、何ら変わることはありません。

<会> 従来通りの扱いって何ですか？

<環境省・審査室>従来通りの扱いと言いますのは、皆さんのホームページにもありますけれども、その中に逐一書いてありますよね、かつて藤井がお答えしたようなことを。そこから何ら変わることがないです。

<会> そのことを具体的に言ってくださいよ、そんなはしょらないで。

<環境省・審査室>はしょるも何も以前に答えていますから

<会> 何ら変わらないというのはどういうことなのか、具体的なことを言ってください。

<環境省・審査室>(沈黙)

<会> そのことについて、何ら変わらない立場とはどういう立場なのか。

<環境省・審査室>(沈黙)お答えするとすれば、従前どおりのスタンスですね。

<会> だから従前通りのスタンスが何かって聞いているのです。(口々に、回答を促す)

<環境省・審査室>既に皆さんご承知の内容なので…。

<会> ご承知でないから聞いているので、教えてください。

<環境省・審査室>以前にも繰り返しお答えしている事項ですし…。

<会> いえ、だから教えてください。繰り返しお答えしていることだったらあなたもご存じでしょう。

<環境省・審査室>でも、これまでお答えしてきたとおり。

<会> だから、そのことが、毎回毎回同じ人が参加している訳ではないでしょう。だからね、それを聞いているのですよ。あなたはそれを従前どおりでよくお分かりなのだから、従前どおりという立場はどういう立場ですか?と聞いているのです。

<環境省・審査室>それはそちらももう…意見交換の記録は残してあるようですから…。

<会> それはおかしいでしょう。覚えてないのじゃないの。

<会>交渉の場で、従来もこう言っておりましたがこういうことだと、前にいいましたけれどもこうですと、他のところではだいたいこういう風なご返事ですけども、今までも環境省はそういう形だったと思うのだけでも、今日は何だか、前に言ったとおりです、同じですと、それで終わらせようとするのは、ちょっと誠意、うーん今日はちょっと、今回どうなったのか、と思いますよね。やはり是非繰り返しでも新しい人もいますしね、お願いしたいと思います。

<環境省・審査室>(沈黙)

<会> 今全然まだ答えていただけていないですよ。

<環境省・審査室>(沈黙)

<環境省・審査室>従来の考え方としまして、方法書に書いていなかったヘリパッドとか汚水処理施設などが準備書に新たに追加されたということの問題にされていると思いますが、当時お答えしているのですが改めて言いますと、基本的には環境影響評価法の中で、事業者は方法書には事業について決定した内容を記載している(?),方法書は法の規制による必要事項が記載されている、という風に考えています。

<会> だから、それが付け足されても問題ないと環境省としては考えているということですね。違法ではないのだと。そういうことですか?

<環境省・審査室>法の規定によれば今のように解釈しています。

<会> じゃあ、調査なんか、無いようなもんじゃないですか。

<会> アセスでは、方法書に書いてないことを準備書に入れる場合は法に反していると、専門家が言ってるじゃないですか。その点は、違法じゃないという立場を取られるということですか、今の感じでは。

<環境省・審査室>かつてのスタンスはそうです。

<会> えっ?

<環境省・審査室>そう言ったスタンスでこれまでお話してきていると思います。

<会> えっ? 違法じゃないと。じゃ、方法書に無いことを準備書に入れてもそれは違法じゃない、というスタンスで環境省はられるということですか? 今確認させていただきますが。

<会> それを言いきったらきついよ。

<会> 当たり前じゃないですか。



<会> 違法であるというようなことを否定するのか。しかしこういう問題が残っていると、これが果たして法の精神に沿うのか沿わないのか、と彼が聞いている訳やないか。法の精神に沿わない部分があると認めなかったら、今までのあなた方の先輩が造ってきたことがなくなっちゃうよ。????何を言っているのよ。

<会> 大変なことですよ。

<会> あいまいなことを言ったらあかんよ、それは。切り捨ててもいいの。切り捨てているから僕は前に藤井さんと大分やりあった訳よ、ここで。

<環境省・審査室>いや、その誤解があるようなことがあれば申し訳ないですけども、詳細につきましては別の場で争われているということがありますので、非常に機微に触る部分もありますので、ここでは細かい点についてコメントは差し控えさせていただきます。

<会> 根本的なことなのに。(口々に異論)

<会> というか、藤井さんの件になっちゃうのですけれど、藤井さんは一番最初の交渉の時に、環境アセスメント法の趣旨には異なっているけれども、手続き上は問題がない、という言い方をされていたのですね。

<会> それは事前現況調査についてです。

<会> そう。法の精神には反しているとはっきりおっしゃっていて、そこから私たちが話を始めたので、藤井さんにもっとこういうことができないのかとか、もっときちんと説明してくれとか、ずっと繰り返し言ってきたのですけれども、何か今の高木さんのおっしゃり方だと、何と云うのですかね、今までお答えしてきたとおりですという言い方だと、その一番最初の部分、環境影響評価法の精神に則っているのか則っていないのかが、見えてこないのですよね。何のために環境アセスメントをするのかというところ、環境を守るためにするのでしょうか。環境破壊を手伝うためにしている訳ではないじゃないですか。だから、そこところが不満なのですよね、こちらとしては。

<環境省・審査室>自然環境ですとか生活環境とかに影響を及ぼさないように、少しでも影響ないように保全処置を取らせるとか、そう言った視点からこれまでもやってきておりますので。

<会> だって、方法書に書いていないことが準備書に書かれるということは、方法書に従って調査を進めている訳ではないですか。準備書段階で新しいことが出てきたら、それに伴う調査が十分であるかどうかを含めて、意見だって述べられないじゃないですか。

<環境省・審査室>おっしゃることは分かりますけれども、この場では。

<会> 意見が述べられないというのは裁判にかかるかも知れないけれど、環境影響調査ができなくなるのは事実でしょう。ヘリパッドの計画が方法書にない限りは、その後の調査はできなくなるじゃないですか。それについてはどうですか？

<環境省・審査室>おっしゃっていることがよく理解できないんですけど、要は方法書段階で明らかでなっていない部分がだんだん明らかになってくれば、その分については準備書なりに反映させるという手続きはあると思うのですけれど。

<環境省・審査室>私の方でお答えしていない部分、(10)番の最後の生物多様性条約締約国会議が行われるということで、辺野古で基地を推進すれば世界中の環境団体から日本政府が批判されるというご意見ですけども。おっしゃるように辺野古周辺につきましては、多様な生物の生息生育の場、豊かな水資源の生産の場であるほかにも、自然との触れ合いと言った様々な機能を有していることは重々承知

しております。そういったことを踏まえまして、今後アセスメントに当たりましては、適切に行うなどして、自然環境あるいは生活環境保全に配慮していくことが重要であるという風に考えております。これも従来から言っているとおりです。以上でこちらの説明を終わります。

<会> よろしいですか。ちょっと聞いていると、環境省は外務省さんよりずっと後塵を拝していますね、そういう感じを持ちました。というのは、一枚目の1の(10)について、ちゃんと外務省さんはきちんと反応しました。

<会> これは読み上げなかったのですが、環境破壊して辺野古に基地を造れば、日本政府から環境破壊・戦争負担のメッセージを世界に送ることになるのじゃないか、こんなことを今の現政権が認めると私は思いたくないです。これに対して外務省は反応しました。要するに客観的に正しいアセスメントがなされることを外務省は望んでいるという答えでした。

<環境省・審査室>正しいアセスメントを行うという点では何ら変わることはないです。

<会> それで、例えば今まではね、事業者が手抜きしていたことが分かって、それで今までいくつも裁判が起こっている事例があるのではないですか。それについて環境省が今まで全然コミットメントしてこなかった、その付けというものがあるのじゃないですか？ じゃ何のために環境省があるのでしょうか？ そういった批判がある。そういう意見が私たちの間でいくつも出てきたら、じゃあ、現在の環境アセスメントの法それ自体というのは、やはり欠陥・ザルだから根本から見直さなくちゃならないのだ、という発想は新政権の中であなたたちが考えていくべきじゃないですか？ そういった前向きな答えぐらい出したらどうですか？

<環境省・審査室>まあ、アセスメント手続きあるいは法について様々な意見があるということは十分承知しておりますので、今後は業務の中で必要な部分があれば、それについては対応が何らかが必要だと思っています。

<会> 今審査室が黙っていることが非常にまずいと思うのですよ。係争中と言われましたけれど、係争がなぜ起こったか、それは環境省が頼りないからなのですよ。

<会> 係争以前の問題だと思いますよ。ジュゴンの頭数の問題にしても、係争以前じゃないですか。

<会> 裁判が起こる前にやるべきことですよ。(口々に異論)

<会> 専門家の名前のことだって、何度も言いましたけれど、専門家が明らかに責任を持って言うことだから、専門家の名前を明らかにしていいはずじゃないですか。藤井さんもそれをしなくていいとおっしゃった。環境省がそんな立場だからああいう裁判が起こったのじゃないですか。

<環境省・審査室>あのおう、様々なご意見があるというのは十分承知しておりますので、これにつきましてはまた今後お話できると思います。

<会> 我々としては、前から何度もお話していますように、環境省さんに是非しっかり動いて欲しい、それをお願いするためにこうやって来ているのですね。今回は本当にかっかりしました。政権が変わってこれから環境省が乗り出すぞというそういう姿勢が見られるかと思って、私どもは期待して来たのですが、全く正反対の、ましてや藤井さんがどうして代わられたか事情は分かりませんが、代わられた以上、私たちは藤井さんをかなり危険視していたのですけれども、高木さんがもっときっちりとした対応をしていただけないかと期待したのですけれども、それも期待できないような印象を受けました。

<環境省・審査室>期待に添えるような答えができなくて非常に私も残念なのですが、何分新米ですので、これからいろいろな人の意見も話も聞きながら、情報を収集しながらですね、職務を全うし

ていきたいという風に思っています。今後ともよろしく

<会> 今政権がどう変わろうとしているかを察知してください、是非。それで自分たちが変わらない、従前どおりというのであれば、私たちが政務官に会いたいです。

<会> 政務官に会いたいです。ちょっと、皆さんこちらに移って、政務官としてやりたいです、今の状態だと。

<環境省・審査室>分かりました、はい。これから十分勉強していきます。

<会> 是非お願いします。

<環境省・審査室>どうもありがとうございました。

<会> 是非お願いします。

以上